



※受理年月日	年 月 日
※受理番号	49
※備考	

大規模小売店舗届出書

令和8年5月29日

埼玉県知事 様

名称 株式会社星野又右衛門商店
代表者名 代表取締役 星野 健太
住所 埼玉県上尾市大字原市737番地

大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ベルク上尾東店
所在地 埼玉県上尾市上尾宿2165番 外

2 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(変更前) 2,167 m²

(変更後) 2,796 m²

(2) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

①駐車場の位置及び収容台数

変更前		変更後	
位置	収容台数	位置	収容台数
図面 No. 3-1 配置図 (変更前) 駐車場	120 台	図面 No. 3-2 配置図 (変更後) 駐車場①	119 台
-	-	図面 No. 3-2 配置図 (変更後) 駐車場①	30 台
計	120 台	計	149 台

※変更後の総台数 168 台を確保

②駐輪場の位置及び収容台数

変更前		変更後	
位置	収容台数	位置	収容台数
図面 No. 3-1 配置図 (変更前) 駐輪場①	77 台	図面 No. 3-2 配置図 (変更後) 駐輪場①	69 台
図面 No. 3-1 配置図 (変更前) 駐輪場②	31 台	図面 No. 3-2 配置図 (変更後) 駐輪場②	31 台
-	-	図面 No. 3-2 配置図 (変更後) 駐輪場③	8 台
計	108 台	計	108 台

※指針参考値 80 台以上を確保 (2,796 m² ÷ 35 m²/台=79.9 台)

③荷さばき施設の位置及び面積

変更前		変更後	
位置	面積	位置	面積
図面 No. 3-1 配置図 (変更前) 荷さばき施設	60 m ²	図面 No. 3-2 配置図 (変更後) 荷さばき施設①	60 m ²
-	-	図面 No. 3-2 配置図 (変更後) 荷さばき施設②	21 m ²
計	60 m ²	計	81 m ²

④廃棄物等の保管施設の位置及び容量

変更前		変更後	
位置	面積	位置	面積
図面 No. 3-1 配置図 (変更前) 廃棄物保管施設	10.35 m ³	図面 No. 3-2 配置図 (変更後) 廃棄物保管施設①	10.35 m ³
-	-	図面 No. 3-2 配置図 (変更後) 廃棄物保管施設②	3.00 m ³
計	10.35 m ³	計	13.35 m ³

(3) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

①駐車場の自動車の出入口の数及び位置

変更前		変更後	
位置	数	位置	数
図面 No. 3-1 配置図 (変更前) 出入口①、出入口③	2ヶ所	図面 No. 3-2 配置図 (変更後) 出入口①、出入口③	2ヶ所
図面 No. 3-1 配置図 (変更前) 出口②	1ヶ所	図面 No. 3-2 配置図 (変更後) 出口②	1ヶ所
計	3ヶ所	計	3ヶ所

※出入口①の位置のみ変更

②荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

変更前		変更後	
荷さばき施設No.	荷さばき可能 時間帯	荷さばき施設No.	荷さばき可能 時間帯
荷さばき施設	午前6時～ 午後10時	荷さばき施設①	午前6時～ 午後10時
—	—	荷さばき施設②	午前6時～ 午前8時30分

3 変更する年月日

令和9年1月30日

4 変更する理由

増床により施設全体の運用方法を再検討したため。

5 上記2の変更に係るもの以外の事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
株式会社ベルク	代表取締役 原島 一誠	埼玉県鶴ヶ島市脚折1646番
未定1者		

(2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

①大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

[開店時刻] 午前9時

[閉店時刻] 翌午前0時

②来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場	利用可能時間帯
駐車場①②	午前8時30分～翌午前0時30分

規則第4条の【添付書類】

- 1 法人にあってはその登記事項証明書
変更なし
- 2 主として販売する物品の種類
(バルク) 食料品
(テナント) 医療品等
- 3 建物の位置及びその建物内の小売業を行うための店舗の用に供される部分の配置を示す図面

広域図	図面No.1
周辺図	図面No.2
配置図(変更前)	図面No.3-1
配置図(変更後)	図面No.3-2
- 4 必要な駐車場の収容台数を算出するための来客の自動車の台数等の予測の結果及びその算出根拠

- (1) 駐車台数算出根拠
(変更前)

	各項目算出のための計算式等	
行政人口	230,639人	上尾市ホームページより 令和8年1月1日現在
地区の区分	その他地区	準工業地域
S:店舗面積	2.167千㎡	—
A:店舗面積当たり 日來客数原単位	1,034.99人/ 千㎡	その他地区・人口40万人未満 店舗面積5,000㎡未満:1,100-30S
B:ピーク率	14.4%	指針による
L:駅からの距離	1,800m	駅名:JR高崎線 上尾駅
C:自動車分担率	70%	その他地区・人口10万人以上40万人未満 :70
D:平均乗車人員	2.0人/台	店舗面積10,000㎡未満:2.0
E:平均駐車時間係数	0.699	店舗面積10,000㎡未満:(30+5.5S)÷60
F:1日の来店台数	785台	$A \times S \times C \div D$
G:ピーク時の来店車両台数	113台	$A \times S \times B \times C \div D$
小売店舗の必要駐車台数 (小数点以下四捨五入)	79台	$A \times S \times B \times C \div D \times E$
届出台数 120台(総収容台数145台)		

(変更後)

	各項目算出のための計算式等	
行政人口	230,639 人	上尾市ホームページより 令和8年1月1日現在
地区の区分	その他地区	準工業地域
S : 店舗面積	2.796 千㎡	—
A : 店舗面積当たり 日來客数原単位	1,016.12 人/ 千㎡	その他地区・人口 40 万人未満 店舗面積 5,000 ㎡未満 : 1,100-30 S
B : ピーク率	14.4%	指針による
L : 駅からの距離	1,800m	駅名 : J R 高崎線 上尾駅
C : 自動車分担率	70%	その他地区・人口 10 万人以上 40 万人未満 : 70
D : 平均乗車人員	2.0 人/台	店舗面積 10,000 ㎡未満 : 2.0
E : 平均駐車時間係数	0.756	店舗面積 10,000 ㎡未満 : (30+5.5S) ÷ 60
F : 1 日の来店台数	994 台	$A \times S \times C \div D$
G : ピーク時の来店車両台数	143 台	$A \times S \times B \times C \div D$
小売店舗の必要駐車台数 (小数点以下四捨五入)	108 台	$A \times S \times B \times C \div D \times E$
届出台数 149 台 (総収容台数 168 台)		

※変更前後の必要駐車台数の差 29 台分 (=108-79) を届出台数として増加します。

5 駐車場の自動車の出入口の形式又は来客の自動車の方向別台数の予測の結果等駐車場の自動車の出入口の数及び位置を設定するために必要な事項

1,000 ㎡未満の増床のため、記載省略

6 来客の自動車を駐車場に案内する経路及び方法

1,000 ㎡未満の増床のため、記載省略

7 荷さばき施設において商品の搬出入を行うための自動車の台数及び荷さばきを行う時間帯

(荷さばき施設①)

時間帯	荷さばき車両 (台)			廃棄物 処理車両 (台)	平均的な 荷さばき 処理時間	延べ 荷さばき 処理時間
	荷さばき		合計			
	4t 以下	10t				
6時00分～ 7時00分	1	1	2		4 t 車=10分 10 t 車=20分 廃棄物=10分	30分
7時00分～ 8時00分	2		2			20分
8時00分～ 9時00分	1	1	2			30分
9時00分～10時00分	1		1	1		20分
10時00分～11時00分		1	1	1		30分
11時00分～12時00分	1		1			10分
12時00分～13時00分		1	1	1		30分
13時00分～14時00分	1		1	1		20分
14時00分～15時00分						
15時00分～16時00分						
16時00分～17時00分						
17時00分～18時00分	1		1			10分
18時00分～19時00分						
19時00分～20時00分						
20時00分～21時00分						
21時00分～22時00分	1		1			10分
合計	9	4	13	4		

※廃棄物保管施設②の回収作業は、荷さばき施設①にて行います。

(荷さばき施設②)

時間帯	荷さばき車両 (台)		平均的な 荷さばき 処理時間	延べ 荷さばき 処理時間
	荷さばき			
	4t 以下			
6時00分～ 7時00分	1	1	4 t 車=10分	10分
7時00分～ 8時00分				
8時00分～ 8時30分	1	1		10分
合計	2	2		

※計画的な搬入を行い、搬入車両が待機することがないように運用いたします。

※通学時間帯の荷さばきは可能な限り避けて計画します。

8 遮音壁を設置する場合にあっては、その位置及び高さを示す図面
無し

9 冷却塔、冷暖房設備の室外機又は送風機を設置する場合にあっては、それらの稼働時間帯及び位置を示す図面

別添「騒音報告書」図面No.1 騒音発生源位置図参照

設備名	設置位置	稼働時間帯
冷凍冷蔵用室外機	S1～S3、S6、S7	24時間
空調用室外機 給湯器用室外機	S4, S5, S8～S34 TS1～TS7	午前8時00分～翌午前1時00分
排気口	K3～K28 TK2, TK3, TK6, TK9	午前8時00分～翌午前1時00分
	K1, K2	午前8時00分～午後22時00分
	TK1, TK4, TK5, TK7, TK8	24時間
キュービクル	QB, TQB	24時間

10 平均的な状況を呈する日における等価騒音レベルの予測の結果及びその算出根拠
別添「騒音報告書」のとおり

(1) 予測地点における等価騒音レベルは、各地点で以下のとおり

(騒音報告書P8 予測・評価の結果参照)

表4-1 等価騒音レベル結果一覧

単位: dB

時間帯		等価騒音レベル				評価等	
		昼間(6時~22時)		夜間(22時~翌6時)			
予測地点/ 高さ(m)		環境 基準値	予測結果 (dB)	環境 基準値	予測結果 (dB)	評価	用途地域
A	1.2	60	58.6	50	58.2	△	準工業地域
B	1.2		68.0		64.2	×	
C	1.2		46.0		38.6	○	
D	1.2		49.1		36.0	○	
E	1.2		57.4		56.3	△	
A'	1.2		49.2		43.6	○	
B'	1.2		49.3		40.0	○	
E'	1.2		46.0		43.9	○	

—評価—

昼間の等価騒音レベルの予測結果は、B地点を除く予測地点で環境基準を下回ります。夜間の等価騒音レベルの予測結果は、A、B、E地点を除いて環境基準を下回ります。直近の建物であるA' B' E' 地点（倉庫及び事務所が立地）で予測したところ、環境基準値を下回る為、周辺的生活環境に与える影響は少ないと考えられます。

尚、意見等が発生した場合には誠意を持って対応します。

(2) 騒音の予測と対策

ア. 発生する騒音への一般的対策の概要

項 目	具体的な騒音対策
遮音壁の設置の有無	なし
敷地の緑化計画	敷地周辺に緑地を配置しています。
その他の騒音軽減策	機器類の定期的なメンテナンスを行っています。

イ. 荷さばき施設及び作業に係る騒音対策の概要

項 目	具体的な騒音対策の内容
荷さばき作業の騒音対策	<ul style="list-style-type: none"> ・作業車両のアイドリング禁止を徹底しています。 ・夜間の荷さばき作業は行いません。 ・作業時の荷おろし、及び台車音の沈静化等、作業員の作業時における騒音抑制意識の向上を図っています。 ・ドアの開閉音を軽減しています。 ・低速走行をしています。 ・荷捌きにおいて、使用する台車は低騒音型の台車を使用しています。

ウ. BGM等の営業宣伝活動の有無

店外でのBGM等の使用はありません。

エ. 駐車場施設の構造と騒音対策の概要

駐車場の構造	収容台数	利用時間	運用面の騒音対策
平面 自走式	149 台	午前 8 時 30 分～ 翌午前 0 時 30 分	・掲示により、アイドリング禁止、クラクション抑制周知を行っています。

オ. 廃棄物収集作業に係る騒音対策の概要

回収場所の構造	回収時間	運用面の騒音対策
平面 自走式	午前 6 時から 午後 1 0 時まで	<ul style="list-style-type: none"> ・密閉式の廃棄物保管施設を建物内に設置しています。 ・早朝・夜間の収集作業は行いません。 ・作業員の作業時における騒音抑制意識の向上を図っています。

- 1 1 夜間において大規模小売店舗の施設の運営に伴い騒音が発生することが見込まれる場合にあっては、その騒音の発生源ごとの騒音レベルの最大値の予測の結果及びその算出根拠

騒音レベル最大値の結果一覧

(1) 直近の敷地境界での夜間の騒音レベルの最大値の予測結果

対象騒音源	基準距離において の各騒音源の騒音 レベル (d B)	夜間の騒音レベルの最 大値の騒音発生源ごと の騒音レベル (d B)	基準値	用途 地域
冷凍冷蔵用室外機 S1	60.0	54.9	50	準工業地域
冷凍冷蔵用室外機 S2	63.0	57.9		
冷凍冷蔵用室外機 S3	62.0	56.9		
冷凍冷蔵用室外機 S5	59.0	55.5		
冷凍冷蔵用室外機 S6	59.0	55.5		
空調用室外機 TS1	60.0	66.1		
空調用室外機 TS2	60.0	66.1		
空調用室外機 TS3	60.0	66.1		
空調用室外機 TS4	60.0	66.1		
空調用室外機 TS6	59.0	52.6		
来客車両走行音 A1	67.8	67.8		
来客車両走行音 A2	67.8	54.5		
来客車両走行音 A3	67.8	50.9		
来客車両走行音 A14	67.8	67.8		
来客車両走行音 A20	67.8	67.8		

注) 表記しているものは敷地境界で基準値を超えるものを選出しています。

—評価—

夜間の騒音レベルの最大値の騒音発生源ごとの騒音レベルは敷地での敷地境界では上表のとおり、一部の設備機器と来客車両走行音が夜間規制基準値を上回ります。

(2) 直近の保全側敷地境界での夜間の騒音レベルの最大値の予測結果

対象騒音源	夜間の騒音レベルの最大値の騒音発生源ごとの騒音レベル (dB)	予測地点	基準値	用途地域
冷凍冷蔵用室外機 S1	54.9	s1	50	準工業地域
冷凍冷蔵用室外機 S2	57.9	s2		
冷凍冷蔵用室外機 S3	56.9	s3		
冷凍冷蔵用室外機 S5	55.5	s5		
冷凍冷蔵用室外機 S6	55.5	s6		
空調用室外機 TS1	66.1	ts1		
空調用室外機 TS2	66.1	ts2		
空調用室外機 TS3	66.1	ts3		
空調用室外機 TS4	66.1	ts4		
空調用室外機 TS6	52.6	ts6		
来客車両走行音 A1	49.6	a1		
来客車両走行音 A2	45.7	a2		
来客車両走行音 A3	44.2	a3		
来客車両走行音 A14	48.8	a14		
来客車両走行音 A20	48.8	a20		

—評価—

自敷地で基準値を上回った騒音源を保全側敷地境界で予測しました。変動騒音（来店車両の走行音）は、保全区域位置では全ての騒音源が規制値を下回ります。

上表のとおり、室外機が夜間規制基準値を上回ります。

(3) 直近住居外壁での夜間の騒音レベルの最大値の予測結果

対象騒音源	夜間の騒音レベルの最大値の騒音発生源ごとの騒音レベル (dB)	予測地点	基準値	用途地域
冷凍冷蔵用室外機 S1	18.2	s' 1	50	準工業地域
冷凍冷蔵用室外機 S2	21.9	s' 2		
冷凍冷蔵用室外機 S3	21.1	s' 3		
冷凍冷蔵用室外機 S5	16.8	s' 5		
冷凍冷蔵用室外機 S6	16.8	s' 6		
空調用室外機 TS1	31.2	ts' 1		
空調用室外機 TS2	31.3	ts' 2		
空調用室外機 TS3	31.4	ts' 3		
空調用室外機 TS4	31.5	ts' 4		
空調用室外機 TS6	27.0	ts' 6		

—評価—

S1～3, 5, 6 及び TS1～4, 6 も直近住居では規制値以下です。
尚、意見等が発生した場合には誠意を持って対応します。

(5) 夜間の定常騒音の最大値の合成による予測結果

単位: dB

予測地点	規制値	予測結果
ア	50	58.7
イ		68.9
ウ		48.6
エ		56.3
ア'		49.4
イ'		49.7
エ'		45.7

—評価—

夜間騒音レベルの最大値の合成値の予測結果では、ウ地点を除く敷地境界で、規制値を超えますが、直近の建物である予測地点（ア' イ' エ'）では規制値以下です。

なお、超過する地点は設置者の所有地である為、問題ないと考えられます。
但し、将来所有者が変わった際には、対策を検討します

1 2 必要な廃棄物等の保管施設の容量を算出するための廃棄物等の排出量等の予測の結果及びその算出根拠

(廃棄物保管施設①)

廃棄物種別	店舗面積: S 2,167㎡		一日当たり廃棄物 排出量: A (指数原単位 × S)	平均保管 日数: B	見かけ 比重: C (t/㎡)	予測排出量 A × B ÷ C
紙製廃棄物等	6,000㎡以下の部分	2.167 千㎡	0.451 t	1日	0.10	4.507 m ³
	6,000㎡超の部分	0.000 千㎡	0.000 t			
	計		0.451 t			
金属製廃棄物等	6,000㎡以下の部分	2.167 千㎡	0.015 t	1日	0.10	0.152 m ³
	6,000㎡超の部分	0.000 千㎡	0.000 t			
	計		0.015 t			
ガラス製廃棄物等	6,000㎡以下の部分	2.167 千㎡	0.013 t	1日	0.10	0.130 m ³
	6,000㎡超の部分	0.000 千㎡	0.000 t			
	計		0.013 t			
プラスチック製 廃棄物等	6,000㎡以下の部分	2.167 千㎡	0.043 t	1日	0.01	4.334 m ³
	6,000㎡超の部分	0.000 千㎡	0.000 t			
	計		0.043 t			
生ごみ等	6,000㎡以下の部分	2.167 千㎡	0.366 t	1日	0.55	0.666 m ³
	6,000㎡超の部分	0.000 千㎡	0.000 t			
	計		0.366 t			
その他の可燃性 廃棄物等		2.167 千㎡	0.117 t	1日	0.38	0.308 m ³
合計						10.097 m ³

※ 届出店舗の廃棄物保管施設容積は10.35m³、よって指針値の排出予測量を満たしていると考えています。

※ 廃棄物の回収は毎日行います。

(廃棄物保管施設②)

廃棄物種別	店舗面積: S 629㎡		一日当たり廃棄物 排出量: A (指数原単位×S)	平均保管 日数: B	見かけ 比重: C (t/㎡)	予測排出量 A×B÷C
紙製廃棄物等	6,000㎡以下の部分	0.629 千㎡	0.131 t	1日	0.10	1.308 m ³
	6,000㎡超の部分	0.000 千㎡	0.000 t			
			計 0.131 t			
金属製廃棄物等	6,000㎡以下の部分	0.629 千㎡	0.004 t	1日	0.10	0.044 m ³
	6,000㎡超の部分	0.000 千㎡	0.000 t			
			計 0.004 t			
ガラス製廃棄物等	6,000㎡以下の部分	0.629 千㎡	0.004 t	1日	0.10	0.038 m ³
	6,000㎡超の部分	0.000 千㎡	0.000 t			
			計 0.004 t			
プラスチック製 廃棄物等	6,000㎡以下の部分	0.629 千㎡	0.013 t	1日	0.01	1.258 m ³
	6,000㎡超の部分	0.000 千㎡	0.000 t			
			計 0.013 t			
生ごみ等	6,000㎡以下の部分	0.629 千㎡	0.106 t	1日	0.55	0.193 m ³
	6,000㎡超の部分	0.000 千㎡	0.000 t			
			計 0.106 t			
その他の可燃性 廃棄物等		0.629 千㎡	0.034 t	1日	0.38	0.089 m ³
合計						2.930 m ³

※ 届出店舗の廃棄物保管施設容積は3.00m³、よって指針値の排出予測量を満たしていると考えています。

※ 廃棄物の回収は毎日行います。

指針に基づく配慮事項

1. 必要な駐車場及び駐輪場の確保と適切な管理

(1) 周辺の交通状況に対する配慮

- ① 立地法指針から算出される必要駐車場台数を満たす駐車場を確保し、周辺道路における駐車場への入場待ちを無くすよう配慮しています。
- ② 来店客への来店経路については、チラシ・ホームページ等にて誘導を行っています。

(2) 駐車場に対する配慮

- ① 駐車場内には安全に配慮した停止線や「矢印」を路面等に標示しています。
- ② 営業時間終了後は出入口をチェーンバリカー等にて閉鎖しています。
- ③ 来客車両に対してはアイドリングの停止・クラクション抑制を促す看板を設置しています。

(3) 駐輪場に対する配慮

- ① 駐輪場を敷地内に、108台分確保します。

S：店舗面積	2,796 m ²
必要駐輪場台数算定式	$2,796 \text{ m}^2 \div 35 \text{ m}^2 \div 79.9$
必要駐輪台数	80 台

※大規模小売店舗立地法参考値（店舗面積35m²あたりに1台）に基づき算出

- ② 駐輪場は定期的に従業員及び警備員が巡回し、整理整頓を行っています。

(4) 交通整理員の配置

- ① 駐車場出入口には増床オープン時、繁忙時に交通整理員を配置します。
役割については以下に明記します。
※来客車両専用の駐車場出入口の交通整理員の役割
歩行者及び自転車等の通行を妨げないことを最優先とし誘導します。

2. 歩行者の通行の利便の確保等

- ① 駐車場内に歩行者用道路を設置しています。
- ② 夜間運転者から歩行者の有無を容易に確認できるよう十分な照度を確保しています。
- ③ とまれ等路面表示を行い、車両運転手に注意を促しています。

3 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮

(1) 廃棄物減量化計画

①商品搬入時における減量化	○商品搬入時は極力、通い箱での納品に努め、ダンボールでの納品を軽減させています。 ○商品搬入業者にも納入容器の減量化を促しています。
②営業活動における減量化	○マイバッグ・マイバスケットの推進、ポイント還元等によるレジ袋削減に努めています。 ○店頭にリサイクルステーションを設置し、来客の協力によりリサイクル率の向上を図っています。

4 防災・防犯計画への協力

- ・階段、避難口、防火戸などに障害となるものを放置しないようにし、避難通路の幅員を確保しています。
- ・極力死角をつくらぬような設備配置、植栽、照明計画としています。
- ・地元自治会の防犯活動への協力を検討します。
- ・防犯マニュアルの作成を検討します。
- ・必要に応じて災害時の避難広場としての敷地提供などを自治体と協議し検討します。
- ・万が一、犯罪や青少年の非行の問題が発生した場合は、警察等の関係機関と連携を取るなどして速やかに問題解決に向けて取り組みます。

5 騒音問題に対応するための対応策

- ・荷さばき中のアイドリングストップの徹底を納品業者等に周知徹底しています。
- ・搬出入を計画的に管理し、荷さばき作業を効率的に行い、業務音の低減に努めています。
- ・廃棄物は、事前の分別を適切に行い、収集が短時間に終わるように努めています。
- ・来客者に対して、駐車場内の空ぶかし、クラクション、アイドリングの禁止を呼びかけています。（アイドリングストップについては、「埼玉県生活環境保全条例」に基づいて利用者に周知を行っています）
- ・設備機器の点検を定期的に行い、機器運転中の騒音防止を心がけています。

6 廃棄物等の保管について

- ・廃棄物保管施設は建物内に設置し、見やすいところに廃棄物の保管に関して必要な事項を表示し掲示を行い、扉の開閉についても開けっ放し状態にしないように従業員教育を徹底しています。
- ・保管場所はこまめに清掃を行い、ねずみ、蚊、ハエ等の害虫が発生しないように努めています。

- 7 廃棄物等の運搬や処理について
 - ・廃棄物の処理及び収集については、法令を遵守し適切に処理、処分を行っています。
 - ・廃棄物の収集は、概ね毎日行う計画です。

- 8 その他設置者としての廃棄物等に関連する対応方策について
なし

- 9 街並みづくり等への配慮等
 - ・上尾市街づく推進条例に基づいた計画としています。
 - ・駐車場の照明は、周辺の住環境に影響を及ぼさないよう、設置箇所、照明の向き、角度等に配慮し、駐車場閉鎖後は防犯に必要な最低限度の照明を除き速やかに消灯しています。

【ガイドライン及び商店街活性化条例に基づく配慮事項】

1. 地域の祭りや各種行事への参加などまちづくりへの協力
 - ・地域で開催される行事等への参加を検討します。

2. 商店街、商工団体への加入や共同売出しやイベント等への協力など
 - ・上尾市商工会への加入を検討させていただきます。

3. 地元商業者のテナント出店や販売商品への配慮など
 - ・地産地消の取り組みの検討を行います。